

第Ⅱ部

東南アジアの環境法

第3章

フィリピンの環境法と行政制度

蓑輪 靖博

I 環境問題の特徴

1. はじめに

フィリピンは人口6000万人余、総面積30万平方キロメートルの共和国である。大小7000以上に及ぶ島々から構成され、東と北は太平洋、西は南シナ海、南はセレベス海に囲まれており、各所に、野趣に富む美しい自然が溢れる天然の宝庫である。気候は熱帯性モンスーン型で、年平均気温は摂氏約27度。3月から8月の乾期はきわめて暑く、雨期にあたる9月から2月は台風被害も頻繁である。火山も多く、ここ数年に及ぶルソン島ピナッボ火山の噴火による被害や、ミンダナオ島の被害は記憶に新しいところである。このような自然災害は、フィリピンにおける環境問題の一つであるといわれる。

しかし近年になって、自然災害による環境問題とは別に、二つの側面からの環境問題にフィリピンは直面しているといわれる。例えば、フィリピンは貧困から生ずる環境汚染と開発活動に付随して生ずる汚染の二重の汚染問題を同時に抱えているとの指摘や、⁽¹⁾フィリピンは天然資源の低下・減少に伴う問題と、⁽²⁾産業公害に起因する問題の二つに直面しているとの指摘がある。⁽³⁾ここで、フィリピンの環境問題の特徴を羅列するにとどめ、環境法と行政制

度の説明をする前提としたい。

2. フィリピンの環境問題

(1) 森林問題⁽⁴⁾

他の東南アジア諸国と同様、フィリピンにおいても森林問題は深刻である。⁽⁵⁾ 1952年に72%であった森林被覆率が88年には23%に減少したといわれる。

このような過剰伐採による森林破壊は急峻な土地構造を特徴とするフィリピンの土壤に多大な流失を招き、雨期には低地への泥流となって家屋等の財産を流出させたり、大規模な洪水を頻発させる。また、伐採地域には旱ばつをもたらし、農産物の生産高に多大な影響を与えるばかりか、生態系をも破壊するため、貴重な野生生物をも失う結果となる。さらに、流失した土砂は河川や湖沼、海岸、港湾に流れ込み堆積する。河川や海岸は浅くなり、かつ狭くなる。湖沼や港湾に達した土砂は過剰な栄養源となって、プランクトンの大量発生を生み、赤潮の大規模な発生をもたらす大きな原因ともなっている。

近年特に問題となっているものに、マングローブ林の破壊がある。⁽⁶⁾ マングローブ林は、生態系や天然資源維持の面からも、また経済的側面からも重要である。マングローブ林には、魚類や軟体動物、甲殻類動物が生存し、また材木として、あるいはタンニンや木炭の原材料として欠かすことのできない資源もある。さらに、台風などの自然災害から海岸線を保護する役割も担っている。ところが、例えば1968年に44万8310ヘクタールだったミンダナオ島のマングローブ林は、80年に24万1821ヘクタールに減少しており、現在も減少の一途を辿っている。

(2) 漁業資源⁽⁷⁾

フィリピンは漁業資源の豊富な国であり、魚介類は食生活の中で重要な地

位を占める。しかし最近になって、漁業資源が減少してきていくとの問題が指摘されている。乱獲、水質汚染、マングローブ林の過剰伐採、海岸線の過剰開発などさまざまな原因が取り沙汰されている。

(3) 水資源

水資源に恵まれているフィリピンも、近年の人口増加と急速な経済開発のため、その質および量がともに脅かされ、特に都市部での工業用水の需要増加が深刻な水不足を招いているとされる⁽⁸⁾（後述(8)水質汚濁も参照）。

(4) 海岸

海岸線の破壊は主として珊瑚礁の破壊という点で、重要な天然資源の減少・喪失をもたらす。フィリピンの珊瑚礁は、オーストラリアのグレートバリアに劣らないほどの種の豊富さと規模を維持するもので、総面積2万7000平方メートルに及ぶ。⁽⁹⁾しかし、台風などの自然災害の他、オイルの流出や海岸線の開発事業などによっても、徐々に減少しつつあるようである。1978年の382地点に及ぶ4段階（最良、良好、普通、不良）による珊瑚礁の状況調査によれば、5%が最良、21%が良好、27%が普通、47%が不良とされている。⁽¹⁰⁾

(5) 土壤侵食

フィリピンでは、GNPの4分の1を農業に依存しており、また国民の70%が土壤に依存しつつ生活を維持しているとされる。しかし、森林の過剰な伐採や、台風などの自然災害のため、土壤の侵食・流出が生じ、農業等への大規模な被害が発生している。土地の侵食率は、セブ島では76%，ネグロス島では56.24%，ミンダナオ島、ルソン島ではそれぞれ51.70%，36.17%といへん大きな割合を占めている。⁽¹¹⁾

(6) 野生生物

フィリピンは野生生物の宝庫といわれている。地理的関係から、インドネシア、マレーシアや中国大陸の生物が同棲する稀有の生態系環境をもつためである。しかし、貴重な野生生物はさまざまな原因から減少し、一部の生物は絶滅の危機に瀕している。⁽¹²⁾ 森林伐採や産業公害による生態系の破壊と、野生生物の乱獲・輸出が主要因とされている。

(7) 大気汚染

フィリピン全体からみて大気汚染は危険な段階に至っているとはいえないが、人口の約10%が集中するメトロマニラの大気汚染は深刻である。メトロマニラには人口の集中とともに、フィリピン全土の自動車等陸上運輸手段のうちの実に90%が集まっているといわれ、これが大気汚染の主要因である。自動車等の排気ガスは、1日に一酸化炭素411万2000キログラム、微粒子1万3000キログラム、炭化水素42万3000キログラム、窒素酸化物8万4000キログラム、アルデヒド9300キログラム、有機酸3700キログラム等が排出されているとのデータが報告されている。⁽¹³⁾ また、メトロマニラには800以上の製造工場プラントがあり、毎日約100トンの大気汚染物質を放出するといわれる。⁽¹⁴⁾ このような大気汚染はトレド市、イリガン市、その他砂糖精製工場やセメント工場のあるネグロス島の都市にも広がっている。さらに、石炭火力発電所の貯炭場などからの粉塵の飛散も問題視されている。

(8) 水質汚濁

水質汚濁も特に都市部において深刻である。やはり大気汚染と同様、人口の集中が背景にある。工場排水、家庭排水、その他の水利用の三つが直接の原因とされる。フィリピンには、419の河川、6の主要な河川流域、6の主要な湖沼、52の湖沼、16万ヘクタール以上の湿地がある。⁽¹⁵⁾ 都市部の主要河川は工場排水と家庭排水から汚染がひどく、オイルの流出も河川の汚染に拍車をかけているようである。また、東南アジア最大の湖ラグナ湖も工場排水によ

る富栄養化が進み、農薬汚染も大きな問題となっている。富栄養化による赤潮は、マニラ湾にも及んでいる。

メトロマニラの主要4河川(パッシグ、カガヤン、パンパンガ、サンファン)の汚染物質の60~70%は家庭排水によるとされている。また、42の砂糖精製工場によって年間平均150万トンのろ過を要する廃棄物が生産されており、パルプ工場もそれに次ぐ汚染源となっている。⁽¹⁶⁾ また、鉱業に伴う鉱物屑による水質汚濁も一部深刻で、海洋にまで及んでいる。例えば、ルソン島北部にある八つの鉱業会社は、1日当たり4万トンの鉱物屑を発生させており、水質汚染の一つの要因となっているし⁽¹⁷⁾、ラグナ湖に作られた洪水防止目的の堰堤建設にも水質汚染発生の危険性が叫ばれている。

(9) 廃棄物処理問題

廃棄物の問題も都市部への人口集中がもたらした公害の一つである。メトロマニラでは毎日3600トンに及ぶ廃棄物が発生する。ゴミ埋立地があるが、焼却処理をせず野積みするだけであるため、衛生的ではなく、悪臭や病気、害虫、鼠の発生源ともいわれる。また、都市部のゴミの約30%は河川や海に不法投棄され、水質汚濁の一因にもなっている。現在メトロマニラと四つの都市で147台のゴミ運搬車が稼働しているが、実際には340台が必要とされ、西暦2000年には1日当たりのゴミ総量が5000トンを超えるとの予測も出される中、廃棄物処理問題も重要な環境問題となりつつある。⁽¹⁸⁾ 例えば、レイテ島では、日比合弁の銅精錬所が操業(1983年)開始以来、亜硫酸ガスの発生、硫酸銅の野積みにより、植物の枯死などの被害が発生している。⁽¹⁹⁾

II 環境政策について

環境政策は、1977年に制定された二つの環境法によって明確に示されている。すなわち、PD(大統領令、Presidential Decree: 以下PD) 1151(Philippine

Environmental Policy, フィリピン環境政策)と, PD1152(Philippine Environmental Code, フィリピン環境法典)である。周知のとおり, これらはいずれもマルコス大統領時代の旧憲法の下で規定されたものであるが, 現在でも活用されている。その理由はおそらく, この二つの法律が, 旧憲法の趣旨を超えた近代性を持っていたからであろう。その意味で, 86年に大統領の座に就いたアキノ女史が制定した87年2月11日発効の新憲法(フィリピン共和国憲法)は, 環境権を憲法上の権利として位置づけたと解されているが, この二つの法律が掲げる環境についての基本理念を法的に裏づけたものといえそうである。ここでは, 新憲法における環境政策と, PD1151, PD1152における環境政策をまとめるところにする。

1. 新憲法と環境政策

新憲法第2条第16節は, 「自然と調和した望ましい生態環境に対する国民の権利は保障される」と規定する。⁽²¹⁾ 環境権が憲法に基づいたフィリピン社会における基本的権利であることを明示したものであり, また, 環境権を人権として認容するとともに, 人と国家に一定の義務を課すものとして評価されている。⁽²²⁾ 日本では, 憲法第13条の幸福追求権や第25条の生存権などの一般規定や間接的規定を環境権の根拠としているが(環境権を認める立場によれば), その点と比較すれば, 実効性の問題は別として, 直接的な明示規定を設けている点で肯定的に評価してよいであろう。なお, 国家の義務は, PD1151, PD1152により具体化されている(この点は後述する)。

新憲法は, 上記環境権規定以外にも, 一般的な関連規定として, 国民の健康権を定める第2条第15節を設けているが, これ以外にも, いくつかの興味深い規定がある。

第12条第3節は, 土地利用について環境や生態保全, 開発の影響を考慮する義務を規定している。すなわち本節は, 土地を「農地, 林野, 鉱区, および国立公園」と規定したうえで, その利用に関する国会の立法につき, 「国会

は法律により、環境・生態保全、開発の影響を考慮し、農地改革の諸条件に従って、取得、開発、保管、貸与の対象となる国土の規模および規制について定めるものとする」と規定する。また、⁽²³⁾ フィリピンの長年の懸案事項である農地改革についても、第13条第4節が農地改革の基本方針を「国は農業者および農地労働者であつて農地を持たない者の権利を承認し、法律により、農地改革計画によって、直接もしくは集団で自己の耕作する土地を所有、または他の農業労働者の場合は正当な利益の分与が行なわれるようにならなければならぬ」と規定した上で、「この場合、環境問題、開発との関連、公平な実施に留意しなければならず配分に当たっては正当な補償が必要とされる」⁽²⁴⁾ 旨規定する。これらはいずれも国土利用に関連して、国が政策決定をする場合、環境問題を考慮すべきことを義務づけるもので、環境影響評価制度とともに、環境政策に重要な位置を占めるものであり、世界的にみても評価さるべき先進性を持っているといえそうである。さらに、第13条第7節が、⁽²⁵⁾ フィリピンの重要な生活資源である魚介類海産物の保護を考慮して、「海産資源の保護、開発、維持は国の責務である」としている点も、環境政策の指針を示すものとして意義がある。⁽²⁶⁾

2. PD1151, PD1152と環境政策

PD1151, PD1152は1977年に制定されたが、その前身は64年RA（共和国法、⁽²⁷⁾ Republic Act：以下RA）3931と、それを改正する形で制定された76年PD984である。

(1) 国家の基本政策

国家の根本的政策理念について、PD1151は第1条で、「ここに、国家が維持すべき政策理念を以下のとおり宣言する。(a)人と自然が相互に生産的かつ快適に調和することができる諸条件を生成、発展、維持、改善すること、(b)社会的、経済的、その他現在と将来のフィリピン人の諸要件を充足すること

と、そして(c)尊厳と福祉に満ちた生活を実現する環境の質の達成を確保すること」と規定する。そして、このような政策理念を実施するに当たっての政府の責任を第2条で、「このような政策理念に従い、民間組織や団体と協同し、公衆の福祉を促進しながら、国家が以下の事柄を行なうために、他の根本的な国家政策理念と矛盾することなく、すべての実施可能な手段を用いることが政府の責任である。すなわち、(a)将来の世代に対する環境の信託者で後見人として各世代の責任を理解し、果たし、履行すること、(b)安全で、格式のある、健康で、生産的で、審美的な環境を人々に保障すること、(c)価値を失うことなく、また人の生活や健康と安全を危険に晒すことなく、また農業、商業、工業に逆行する条件を生成することなく、環境を広範囲に開発すること、(d)フィリピンの遺産につき歴史的文化的観点を重視すること、(e)人口と資源利用の間の合理的かつ秩序にかなった調和を実現すること、そして(f)新旧資源の効用を改善することである」と定める。

また、PD1151第3条は、国民の健康的な環境の権利を定めている。この規定は現在、新憲法の環境権規定に生かされている。

(2) 国家の具体的政策

PD1151第4条は、環境影響評価制度を政策実施課題とする。環境影響評価制度については、後述する。

PD1152は、PD1151の政策理念を受け、次のような公害について、一定の管理制度を設けている。

第1章では大気質管理と題し、大気についての環境基準に関する12カ条の規定を設けている。また第2章では水質管理として、8カ条の規定を設ける。第3章は土地利用管理（3カ条）、第4章は天然資源管理（17カ条）、第5章廃棄物（10カ条）を規定する。具体的な環境基準や規制の内容は後述するとして、ここでは、大気質、水質、土地利用、天然資源、廃棄物の五つについてのみ環境保護の必要性を認め、一定の規制を設けている点に注意すべきである。すなわち、憲法における環境権規定、PD1151における環境政策は、かな

り広範囲の射程を持つ理念であるが、実際の具体的政策としては1970年代後半の理念を維持したままであり、第Ⅲ節で述べるように、行政機構も新憲法の制定とともに改編されながらも法律自体は機構改編前の法律をそのまま使用している。ラモス大統領の手腕が期待されるが、今のところは、新憲法の理念が具体的政策の実施という形で反映されていないということができよう。そして、PD1152の政策理念は、大気、水質、土地、天然資源、廃棄物といった特定の公害だけを念頭において規定している点で、環境基本法制定前の公害対策基本法と類似の問題点を含んでいるということができる。

III 環境行政とその機構

1. フィリピン環境行政の沿革概観

フィリピンの環境行政は、従来、「(イ)不統一で多くの行政機関への環境行政の分掌、(ロ)統一的環境行政機関設置の困難性、(ハ)既存の不統一な公害立法」⁽²⁸⁾の障害を抱えていた。すなわち、1964年に大気・水質汚染規制目的の国家水質大気汚染規制委員会(National Water and Air Pollution Control Commission : 以下NWAPCC)がRA3931によって設立されて以来、71年にフィリピン環境研究センター（後にフィリピン環境センター、Environment Center of the Philippines : 以下NCP）が設立されるなど、各省庁にさまざまな環境行政担当部局が作られたため、統一的環境行政が困難となった。

そこで、1976年になって、まず手始めに汚染防止に関する唯一の機関として、PD984がNWAPCCの再編を軸に国家公害規制委員会 (National Pollution Control Commission : 以下NPCC) を設置した。次いで、LOI(大統領告示、Letter of Instruction : 以下LOI) 422により環境保護機関相互委員会 (Inter-Agency Committee on Environment Protection) が設置され、そこでフィリピン環境行政が抱える問題点が議論され、提言の形で問題指摘を行ない、それ

を承ける形で、77年にPD1121が国家環境保護評議会（National Environment Protection Council：以下NEPC）の設置を規定し、不統一な環境行政の調整統合を託される（環境影響評価制度の担当部局も兼ねる）。そして、78年には、イメリダ大統領夫人を長官とする人間居住省（Department of Human Settlements：以下DHS）が設立され、それまでに設立されていたNPCC、NEPC、NCPなどがその下に配置されるに至り、ようやく環境行政の整備をみたのである。しかし、それは形式的なものであり、NPCC、NEPC、NCPはDHSとは独立した⁽²⁹⁾権限を持ち、DHSの権限はかなり限定的なものであった。

しかし、前述した新憲法制定と時を同じくして、環境行政機構は改編された。まずDHSは、Ministry of Human Settlementsと名称を変え、環境行政の統括機関としての権限を失った。そして、1974年に農業天然資源省（Department of Agriculture and Natural Resources）から分離された天然資源省（Department of Natural Resources）と、DHSの権限が合併・強化され、天然資源と環境問題を共通の問題として処理する環境天然資源省（Department of Environment and Natural Resources：以下DENR）が、87年EO（行政命令、Executive Order：以下EO）192によって設立される。⁽³⁰⁾そして、NPCC、NEPC、NCPの権限を兼ね合わせる機関として、DENR内に、EMB（環境管理局、Environmental Management Bureau：以下EMB）が新設されたのである。

2. 環境行政とその機構

上記のとおり、現在ではDENRが環境行政の中心的役割を演じており、その内部に大気・水の汚染防止、環境影響評価制度などの実施機関としてEMBが設けられている。そこで、この二つを中心にフィリピンの環境行政とその機構を説明しよう。

(1) DENR

DENRは、環境、天然資源に関する政策決定を行ない、一方で開発から天

然資源を保護・管理しつつ、その持続的使用を可能にするとともに、他方で環境の管理を行なう。フィリピンは経済の不安から開発優先の要請が強く、それを抜きにして環境問題を考えることはできない。DENRは、環境問題を考慮しながら、長期にわたる持続的開発を維持するという考え方の下に設立されたものであり、今後の成果が期待される。

DENRは、天然資源管理局 (Natural Resources Management Office : 以下 NRMO)，各地域を管理する地域事務所 (Field Operation Office : 以下 FOO)，環境調査局 (Environment & Research Office : 以下 ERO) の3部門に分かれている。NRMOはさらに、森林管理局 (Forest Management Bureau)，土地管理局 (Land Management Bureau)，鉱山地質局 (Mines & Geo-Science Bureau) に分かれる。またFOOは、ルソン、ビスマス、ミンダナオの三つの区域に大きく分けられ、各地域内に天然資源管理事務所を設けている。さらに、EROは、生態系調査開発局 (Ecosystem Research & Development Bureau)，保護区・野生生物局 (Protected Area and Wildlife Bureau)，EMBの三つに分かれる。組織については、図3-1を参照。

(2) EMB

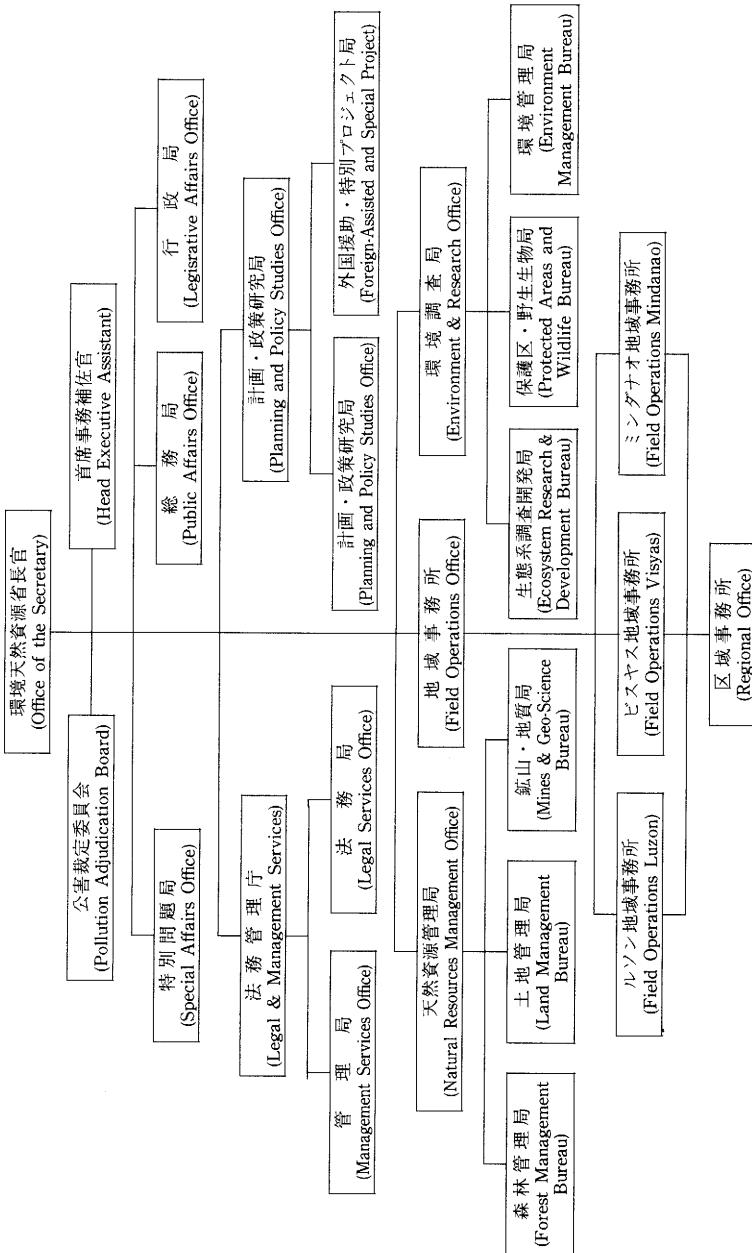
⁽³²⁾

EMBはNPCCとNEPCの機能を統合しているため、大気・水質の管理、環境影響評価の実施権限を有している。権限の内容については、NPCCとNEPC当時と同様である。総務部 (Administrative Division)，財務部 (Finance Division)，法務部 (Legal Division)，計画部 (Planning Division)，調査開発部 (Research & Development Division)，環境保全部 (Environmental Quality Division)，教育情報普及部 (Education & Information Dissemination Division) の七つの部署から構成されている。組織については、図3-2参照。

大気質・水質管理に当たっては次の16の権限を有する (PD984第6条)。

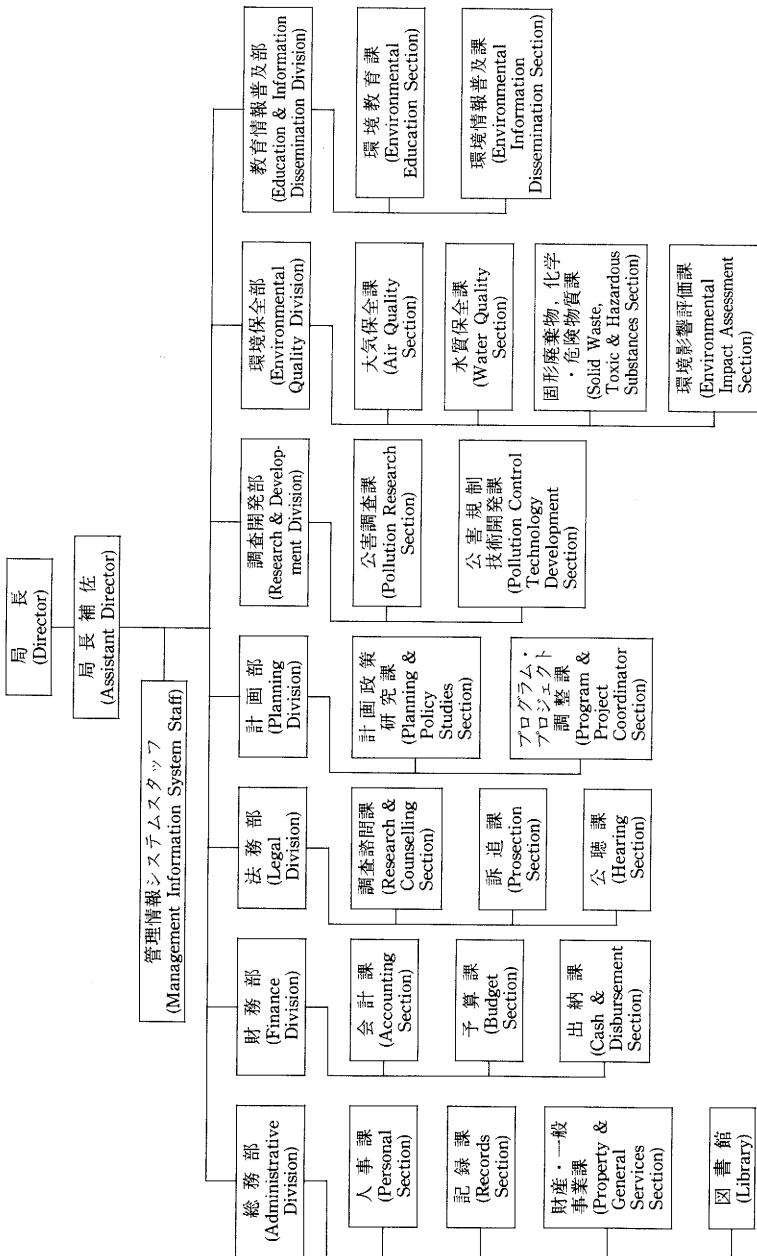
- 国にある水資源、大気、土地資源の汚染に関する場所・範囲・程度・原因・影響・その他の情報等を判断すること。利用可能な方法と技術を利用して、汚染防止措置を講ずること。汚染をコントロールし防止する

環境天然資源省(Department of Environment and Natural Resource)の組織圖



(出所) DENA より入手。

図3-2 環境管理局(Environment Management Bureau) の組織図



(出所) 図3-1と同じ。

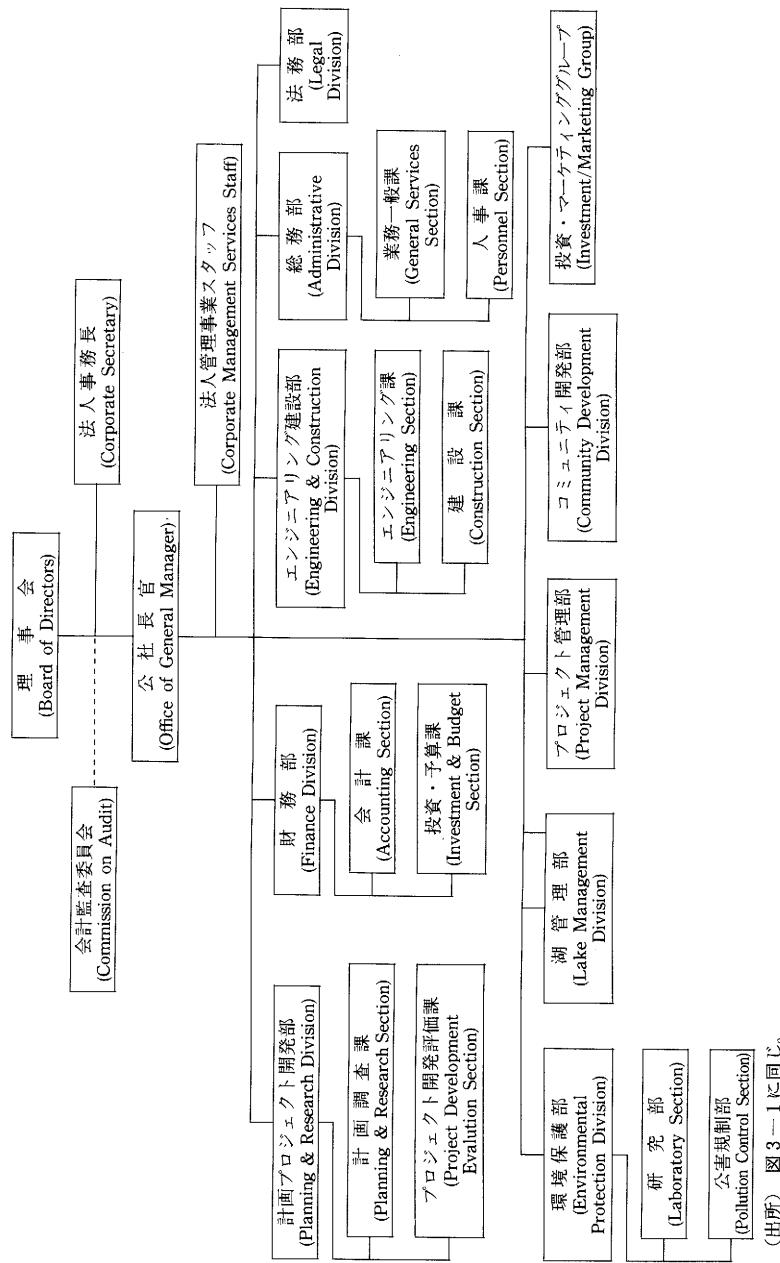
ために効果的な継続的調査・研究を行なうこと。

- (b) 汚染防止のための年次または多年次計画を作成すること。
- (c) 下水処理施設および産業廃棄物処理施設設計画の承認許可を定める基準、規則を作成すること。
- (d) 公聴会に関する手続規則、下水処理施設および産業廃棄物処理施設に関する公聴会、計画、設計、その他のデータに関する手続規則を策定・採用・発行すること。本法の施行実施のための規則の策定・採用・発行。
- (e) 本法・施行規則等の遵守に関する通達を出すこと。
- (f) 上記通達の変更・修正。
- (g) 汚染防止、汚水・産業廃棄物の排出、下水処理施設および産業廃棄物処理施設の設置・機能について合理的と判断される状況で、許可を発行、更新、取り消すこと。
- (h) 上記許可を廃止、停止、修正すること。
- (i) 大気水質排出基準を設定・発行すること。
- (j) 汚染から生ずる損害および損失に基づく補償額の決定について仲裁を行なうこと。
- (k) 他の機関に本機関の命令・決定の権限を代理させること。
- (l) 本法律の目的を達成するため、他の政府機関と協力すること。
- (m) 水質、大気、土壤汚染の防止などに関する情報を収集すること。
- (n) 産業用、製造業用、加工業用、商業用地上の財産に損害を与えない範囲内で、立入検査をすること。
- (o) 年次報告書の提出。
- (p) この法律による義務・責任を果たすために権利行使すること。

(3) その他

その他にも環境行政に関わる省庁がある。特に重要なのは、ラグナ公社 (Laguna Lake Development Authority) である。これはRA4850によって設立されたもので、国家経済開発庁 (National Economic and Development Authority)

図3-3 ラグナ湖開発公社 (Laguna Lake Development Authority) の組織図



(出所) 図3-1と同じ。

の下部機関である。ラグナ湖地域の天然資源を確保し、環境を保護するために総合的調査をし、開発計画を立案実施することを主たる目的とするものである（組織については、図3-3参照）。

また、農地改革との関わりでは農業省（Ministry of Agriculture）、海岸線の天然資源と環境保護についてはフィリピン沿岸警備隊（Philippine Coast Guard）が、また、エネルギー政策との関わりではエネルギー庁（Ministry of Energy）、予算との関わりでは国家経済開発省（National Economic Development Authority）が関与することになる。さらに、公共事業との関わりでは公共事業省（Department of Public Works and Highways）、公衆衛生や保健医療との関わりでは保健省（Department of Health）、資源の輸出入との関係では貿易工業省（Department of Trade and Industry）等がそれぞれ環境問題に影響を与えていく。

IV 環境法とその体系

一般的政策理念を掲げる環境憲法たるPD1151と大気、水質、土地、天然資源、廃棄物に限定した個別的公害処理を念頭に置いたいわば公害基本法たるPD1152を頂点とする環境法体系が1977年を前後して整備された。しかし、87年にはアキノ大統領による、環境権規定を設けるなど環境保護を重要な国家課題としたといってよい新憲法が制定される。これにより、新たな環境法体系の頂点が設けられるに至るが、その頂点を支える環境法体系自体は従来の環境関連法規がその役割を担う、といいういわばねじれ現象を呈していることはすでに述べたとおりである。新憲法とPD1151については第Ⅱ節で述べたので、ここでは、PD1152を頂点とする、個別的公害処理を目的とした環境法体系を説明することにしよう。

1. 大気質管理とその規制

PD1152第2条は、大気質管理の目的を「(a)公衆の健康を保護する大気質レベルを達成し維持すること、(b)植物と動物、財産の損失や損害を最大実現可能な範囲にとどめつつ、国家の社会的経済的開発を促進すること」にあると規定する。そして、まず、22の物質についての国家環境大気質基準(表3-1(a))、特定汚染物質の大気質最大基準(表3-1(b))を設けている。そして、排出基準として、(1)①オイル燃焼施設と産業プラント(Fuel-Burning Equipment & Industrial Plant), ②煉瓦・タイル・パイプ・陶器・反射炉を使用した炉(Kilns used for firing bricks, tiles, pipe, pottery or refractories), ③ボイラーやまたは焼却炉(Boilers, or incinerators), ④その他オイル燃焼施設(Other trade, industry, process, industrial plant or fuel-burning equipment)の四つの排出源ごとに新規と既存のものを分類して定め、それぞれに設けた、可視排出物質および浮遊物質についての排出許容限度基準(表3-2)、(2)ほとんどすべての大気汚染物質排出源から排出される22の物質についての大気汚染物質許容排出基準(表3-3)、(3)自動車等の陸上運輸手段(Gasoline-fueled Vehicles)からの一酸化炭素の排気ガス規制基準(表3-4)がそれぞれ規定されている。

表3-1(a) 国家環境大気質基準

汚染物質	濃度(Microgram/ scm)	PPM	測定時間(時)
浮遊粒子物質	180	—	24
	250	—	1
二酸化硫黄	369	0.14	24
	850	0.30	1
光化学オキシダント	120	0.06	1
二酸化窒素	190	0.10	1
一酸化炭素	10	9.00	8
	35	30.00	1

(出所) NPCC規則(1978年)62条、表2より。

表3-1(b) 特定汚染物質の大気質最大基準

汚染物質	濃度(mg/Cu.M.S.T.P.)	Parts/Million By Volume
アンモニア	0.200	0.28
アンチモン	0.020	—
砒素	0.020	—
アスペスト	2×10^6 *	—
カドミウム	0.010	—
二硫化炭素	0.030	0.10
銅煙	0.010	—
塩素	0.300	0.10
ホルムアルデヒド	0.200	—
塩酸	0.200	0.14
鉛	0.020	—
二酸化窒素	0.300	0.16
硝酸	0.400	0.15
オキシダント(O ³)	0.200	0.10
フェノール	0.100	0.026
煤煙、カーボンブラック	0.020	—
硫黄酸	0.300	—

(注) * par toulates/scm(5micrometer以上の大きさのもの)。

(出所) NPCC(1978年)規則62条、表3より(この基準は30分単位のサンプルに適用される)。

さらに、騒音についても大気質管理の中で規制しており、一般地域の騒音基準(表3-5)、4車線道路に直接面している地域の騒音基準(表3-6)、建設などの労働作業による騒音基準(表3-7)を設けている。これらの基準はいずれもEMB(旧NPCC)規則(Rules & Regulations of the National Pollution Control Commission[1978])に規定されている。

大気に関する具体的な規制内容・方法は、1976年PD984、77年PD1181(自動車などを原因とする場合を規定)に規定されている。騒音に関しては、73年PD96が規定している。すなわち、事業者はEMBから、建設許可と操業許可の二つの許可を事前に受けなければならない(PD984第6条)。また、EMBは、基準違反などの事情が存在する場合に、操業の一時停止を命令することがで

表3-2 可視排出物質および浮遊物質についての排出許容限度基準

カテゴリー	測定単位	基 準
(a)オイル燃焼施設と産業プラント 既存排出源 新規排出源	Ringelmann Chart (color of emissions) 同上	No darker than Shade 2 No darker than Shade 1
(b)煉瓦・タイル・パイプ・陶器・反射炉 を使用した炉 既存排出源 新規排出源	Total Mass of Solids 同上	500 mg/scm* 300 mg/scm
(c)ボイラーや焼却炉 既存排出源 新規排出源	同上 同上	500 mg/scm 300 mg/scm
(d)その他オイル焼却施設 既存排出源 新規排出源	同上 同上	500 mg/scm 300 mg/scm

(注) * mg/scmは, milligrams/standard cubic meterである。
 (出所) NPCC規則(1978年) 58条より。

きる(PD984第7条(f))。汚染状況や環境基準の遵守を調査することも当然重要な任務である(PD1152第12条, PD984第6条(f))。

これに対し, 基準に違反したり, EMBの命令や決定に違反した場合は, 罰金(5000ペソ/日)が課され, 支払わない場合は施設閉鎖や操業停止措置を受けるし(PD984第9条(f)), 許可を受けずに操業した場合は, 罰金(1000ペソ/日)または2年以上6年以下の拘禁, または併科の罰則がある(同条(g))。また, 立ち入り検査や調査の妨害者には200ペソ以下の罰金または1カ月以下の拘禁, または併科の罰則がある(同条(h))。

2. 水質管理とその規制

PD1152第14条は水質管理の目的として, 「a)フィリピンの水を区分す

表3-3 特定大気汚染物質の許容排出基準

汚 染 物 質	基 準 適 用 対 象 排 出 源	許 容 排 出 基 準
アンチモン, アンチモン化合物	すべての排出源	10mg／scm
アンモニア	すべての排出源	400mg／scm
砒素, 砇素化合物	すべての排出源	100mg／scm
カドミウム, カドミウム化合物	すべての排出源	100mg／scm
アンチモン, 砇素, カドミウム, 鉛, 水銀, これらの化合物のトータル	すべての産業排出源	10mg／scm
二硫化炭素	すべての排出源	100mg／scm
一酸化炭素	すべての産業排出源	500mg／scm
銅, 銅化合物	すべての排出源	100mg／scm
塩素, 塩素ガス	すべての排出源	60mg／scm
ホルムアルデヒド	すべての排出源	600mg／scm
フッ化水素酸, フッソ化合物	アルミニウム還元その他の産業排出源	20mg／scm
塩化水素, 塩化合物	すべての排出源	200mg／scm
硫化水素ガス	すべての排出源	15mg／scm
鉛, 鉛化合物	すべての排出源	10mg／scm
水銀, 水銀化合物	すべての排出源	5mg／scm
ニッケル, ニッケル化合物	ニッケルカルボニルを除くすべての排出源	20mg／scm
硝酸または窒素オキサイド	すべての排出源	NO ₂ につき 2g／scm
フェノール	すべての排出源	400mg／scm
五酸化磷	すべての排出源	200mg／scm
硫黄酸, 二酸化硫黄, 三酸化硫黄	硫黄酸製造業を除くすべての業種, 産業, 及び工程	二酸化硫黄につき 200mg／scm ただし硫黄酸製造業は 2g／scm
酸化物トータル	すべての燃料使用プラント	二酸化硫黄につき 250mg／scm
亜鉛, 亜鉛化合物	すべての排出源	100mg／scm

(出所) NPCC規則(1978年) 59条, 表1より。ただし, この基準を経済的, 技術的理由により達成できない場合, 国家環境大気質基準に従う。

表3-4 自動車排気ガス基準

(1)登録ガソリン自動車の排気ガス基準

モデル年	一酸化炭素の割合(%)	炭化水素濃度(ppm)
1976～81	4.5	1,000
1971～75	5.0	1,000
1965～70	5.5	2,000
1964以前	6.0	2,000
2ストロークエンジン	6.0	7,800

(注) 1981年1月1日以後、軽ガソリン自動車は登録時点のモデル年ににおいて設けられた基準に合致しなければならない。

(出所) NPCC規則19条より。

(2)未登録軽ガソリン自動車の排気ガス基準

重 量 (GW,kg)	一酸化炭素 量(g/km)	炭化水素量 (g/m)
1,000以下	25	2.5
1,001～1,500	30	3.0
1,501～3,000	35	3.5

(注) (1)1982年1月1日の排気ガス基準。

(2)定義

「登録」とは、土地輸送委員会で適法に登録されていることをいう。

「軽自動車」とは、クロスで3000kg以下の自動車をいう。

「モデル年」とは、製造者の定める年度製造期間をいう。製造者がそのような年度を定めていないときは、暦による1年間をいう。

(出所) 左表に同じ。

る、b)水質基準の設置、c)フィリピンの水資源の質を保護し改善する、d)汚染要因を責任をもって調査することにより、フィリピンの水資源の質を保護し改善すること」と規定する。

水質基準の対象分類は、以下のとおり。まず、フィリピンにおける水資源を淡水地上水、地下水、海水および河口水の三つに分ける。そして、三つの区分けごとに用途に応じた許容水質限度をクラス分けする。淡水地上水の場合、公衆の給水用がAA、一定の処理を要する給水用がA、水泳など身体を水に直接触れさせるレクリエーション用がB、魚介類などの飼育・生息用がC、農業・家畜・産業冷房および処理用がD、航行用がEとランクがつけられる。また地下水の場合は、家庭用がGAで、灌漑や産業処理用がGBとなる。さらに、海水および河口水の場合は、レクリエーション用がSB、魚介類などの飼育・生息用がSC、産業冷房および処理用がSD、航行用がSEとなっている。基準の内容については、表3-8参照のこと。

表3-5 一般地域における騒音基準
(単位:デシベル)

地域の分類	昼間	朝・夕	夜
AA	50	45	40
A	55	50	45
B	65	60	55
C	70	65	60
D	75	70	65

(出所) NPCC規則(1978年)78条, 表1より。

- (注) (1) 朝: 5:00~9:00, 昼間: 9:00~18:00, 夕: 18:00~22:00, 夜: 22:00~5:00。
 (2) 定義——「AA」とは, 学校, 看護学校, 病院, 老人ホームの周囲100mの地域のように静穏を求める地区あるいはそれに接する地域。
 　「A」とは, 居住専用目的の地区あるいはそれに接する地域。
 　「B」とは, 商業専用目的の地区あるいはそれに接する地域。
 　「C」とは, 軽産業地域として決められている地区。
 (3) 上記基準は, 各地域の最大騒音レベル地点における少なくとも七つの測定値における等差中央値に対して適用される。

表3-6 4車線道路に面している地域の騒音基準
(単位:デシベル)

地域の分類	昼間	朝・夕	夜
AA	55	50	45
A	60	55	50
B	70	65	60
C	75	70	65
D	60	75	70

(出所) NPCCメモランダム・サークュラー2号(1980年5月12日)。

表3-7 建設作業に対する騒音最大基準

作業内容	最大騒音レベル (デシベル)	作業実施が認められる時間	地 域
クラス1	90	7:00~19:00	AA, A, B
クラス2	85	7:00~17:00	AA, A, B
クラス3-4	75	7:00~19:00	AA, A, B

- (注) 定義 「クラス1」: 手作業を除くパイルドライバー, ファイル換気装置, リベッティング・ハンマーを用いる作業。
 「クラス2」: ロックドリルや, ジャックハンマー・舗装道路破壊機と同様の装置を用いる作業
 「クラス3」: エア・コンプレッサーを用いる作業 (15kWの出力を伴う電動以外のコンプレッサーに限定される。ただし, ロック・ドリルや, ジャックハンマー・舗装道路破壊機の動力源は除く)。
 「クラス4」: バッティングプラント (0.5以上のミキサー・キャパシティーを持つものに限定される), アスファルトプラント (200KG以上のミキサー・キャパシティーを持つものに限定される) を含む作業。モルタルのためのバッティングプラントは除く。

(出所) 表3-6に同じ。

準基質水3-8表

		0.5 nil	0.5 2	0.5 5	0.5 5	0.5 10	0.5 2	0.5 5	0.5 5	0.5 10	nil nil	8~18 nil	
〔ナトリウム〕 吸収比(SAR) 有機化合物 (合成高分子) 油、ダリース													
〔不溶性農業〕 アルドリッジ DDT ジエルドリン クロルデジン ヘンドリックソン ヘンドリクソン ヒンデン トクサフニクソン メトキシクロル	0.001 0.05 0.001 0.003 0.002 0.0001 0.004 0.005 0.1	0.001 0.05 0.001 0.003 0.002 0.0001 0.004 0.005 0.1	0.001 0.05 0.001 0.003 0.002 0.0001 0.004 0.005 0.1	0.001 0.02 μg/L 0.005 μg/L 0.004 μg/L 0.002 μg/L 0.001 μg/L 0.004 μg/L 0.005 μg/L 0.05 μg/L	0.001 0.05 0.001 0.003 0.002 0.0001 0.004 0.005 0.1	0.001 0.02 μg/L 0.005 μg/L 0.004 μg/L 0.002 μg/L 0.001 μg/L 0.004 μg/L 0.005 μg/L 0.1	0.001 0.05 0.001 0.003 0.002 0.0001 0.004 0.005 0.1	0.001 0.02 μg/L 0.005 μg/L 0.003 0.01 μg/L 0.002 μg/L 0.001 μg/L 0.004 μg/L 0.005 μg/L 0.1	0.001 0.05 0.001 0.003 0.002 0.0001 0.004 0.005 0.1	0.001 0.05 0.001 0.003 0.002 0.0001 0.004 0.005 0.1	0.001 0.05 0.001 0.003 0.002 0.0001 0.004 0.005 0.1	0.001 0.05 0.001 0.003 0.002 0.0001 0.004 0.005 0.1	0.001 0.05 0.001 0.003 0.002 0.0001 0.004 0.005 0.1
2, 4-D—TP P.C.B.	0.1 nil	0.1 0.01	0.1 0.01	0.1 0.01	4.0 μg/L		0.1 0.01	2.0 μg/L					
〔他の化学物質〕 アンモニア カルシウム 塩化物 マグネシウム 硝酸塩 硫酸塩													
米穀類		(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)		

(注) (a)は、フィリピンの国家飲料水基準(National Standards for Drinking Water in the Philippines)をいう。

(b)は、有害で異常な生物学的成長を原因として濃縮されているような場合には適用されない。

(c)は、Secchi Deskは最低1メートルの深度での可視可能性である。

(d)は、0.075mg/Lが望ましい。

(e)は、上昇温度である。

(出所) NPCC規則(1978年) 表1より作成。

また、産業排水については、独自の排出基準を定めている。ここでも、水資源を三つのクラスに分け、排出基準値に段階を設ける方法を採っている。すなわち、公衆の給水用と身体を水に直接触れさせるレクリエーション用の内陸の水などをA & B、海岸線から深度200メートルまでか、3キロメートルまでの距離のどちらか遠い方の範囲の海水をSB&NP、A & B以外の用途の内陸水をC & D、SB&NP以外の海水をSCとランク付けし、排出基準値を定めている。排出基準は、(1)金属有毒化学物質(表3-9)、(2)有機化学物質を排出する国内排水処理プラントと産業プラント(表3-10)、(3)重度産業廃棄物(表3-11)がある。

水質の管理と規制は、大気質同様にEMBが担当しており、その内容・方

表3-9 産業排水その他の排水(金属・化学物質)における許容最大限度

物 質	淡 水	海 水 や 河 口 水	淡 水	海 水 や 河 口 水
	一定処理を要す る給水用(A) 身体に接触する レクリエーション用(B)	レクリエー ション(SB) 国立公園内 の水(NP)	魚介類等飼育 等用(C) 農業・家畜・産 業冷房および 処理用(D)	魚介類等飼育 等用(SC) 産業冷房およ び処理用(SD)
ベリウム (Ba)	2	2	2	5
カドミウム (Cd)	0.01	0.02	0.05	0.1
銅 (Cu)	1	1	1	1
六価クロム (Cr^{+6})	0.05	0.05	0.1	0.05
鉄 (Fe)	1	5	10	20
鉛 (Pb)	0.1	0.1	0.5	0.5
リチウム (Li)	0.5	0.5	1	1
マンガン (Mn)	1	1	1	5
水銀 (Hg)	0.002	0.002	0.002	0.002
モリブデン (Mo)	0.1	0.1	0.1	0.5
ニッケル (Ni)	0.5	0.5	0.5	1
セレンイウム (Se)	0.05	0.1	0.2	1
銀 (Ag)	0.1	0.1	0.5	1
亜鉛 (Zn)	5	5	5	10
砒素 (As)	0.1	0.1	0.1	0.5
ほう素 (B)	—	—	2	—
ベリリウム (Be)	0.5	0.5	0.5	1
塩素 (Cl_2)	1	1	1	1
シアノ化合物(CN)	0.1	0.1	0.1	0.5
フッ化物 (F)	3	3	6	10
PCB (PCB)	0.003	0.003	0.003	0.003

(出所) NPCC規則(1982年) 2条より。

表3-10 国内排水処理プラントと産業プラントの容量最大限度（有機化学物質）

物 質	淡 水	海水および 河 口 水	淡 水	海水および 河 口 水
	一定処理を要す る給水用(A) 身体に接触する レクリエーション用(B)	レクリエーション用 (SB) 国立公園内 の水(NP)	魚介類等飼育 等用(C) 農業・家畜・産 業冷房およ び処理用(D)	魚介類等飼育 等用(SC) 産業冷房およ び処理用(SD)
プラチナ・コバルト ユニット内の色	100	100	100	100
PH	6~8.5	6~8.5	6~8.5	5.5~9
温度(摂氏)	40	40	40	40
フェノール類の含有 量(mg/l)	0.05	0.05	0.1	1
固定固形量(mg/l)	30	50	80	200
生物学的酸素要求量 (BOD, mg/l)	30	50	80	250
油・グリース量 (mg/l)	5	5	10	15
洗剤量(mg/l)	1	1	5	10

(注) BODは排水や地上水にあるバクテリアによって有機物を安定させるのに必要な溶解酸素の量をいう。

(出所) NPCC規則(1982年) 5条より。

表3-11 重度産業廃棄物の排水許容最大限度

物 質	淡 水	海水および河口水
	魚介類等飼育等用(C) 農業・家畜・産業冷房お よび処理用(D)	魚介類等飼育等用 (SC)
プラチナ・コバルトユニット内の色	150	300
PH	6~9	5~9
温度(摂氏)	40	40
フェノール類の含有量(mg/l)	1	10
固定固形量(mg/l)	100	400
生物学的酸素要求量(BOD, mg/l)	150	500
油・グリース量(mg/l)	10	15

(注) 本表にいう排出は300mg/l以上のBODを含む製造プラント、ココナツ工場、皮なめし、タピオカ、でんぶん製造プラント、屠殺場、食肉精製プラント、石油精製プラント、からの排水をいう。

(出所) NPCC規則(1982年) 5条より。

法も、大気質の場合と同様なので、ここでは省略する。

3. 土地管理とその規制

PD1152第22条は、土地利用の管理の目的として、「a)土地とその資源から最大の利益を引き出すことができるよう、土地とその資源の取得、利用、譲渡を合理的かつ、秩序正しく、効率性をもって行なうこと、b)国のニーズと資源の間の不均衡を防止するために、土地資源の慎重な利用と保護を調和させること」と規定する。

土地利用については、地域の特色や土地利用の目的等に応じて、多くの個別の立法が規定されている。

4. 天然資源管理とその規制

天然資源は魚介類、野生生物、森林と土壤保全、洪水コントロールと自然災害、エネルギー開発、上下水の保護と利用、鉱物資源を範疇としている。

PD1152第25条は、天然資源管理について、「a)そこから最高の利益を得ることができ、それを将来の世代に維持するように、国家の天然資源の管理と保護を基本理念とする、b)上記理念が効率よく遂行できる一般基準を設けること」を目的とする旨規定している。天然資源管理につき、(1)魚介類、(2)野生生物、(3)森林・土壤、(4)洪水、(5)エネルギー開発、(6)鉱物資源に関連する法律として、それぞれ数多くの法令・規則がある。

5. 廃棄物管理とその規制

PD1152第42条は、廃棄物管理の目的につき、「a)廃棄物管理の効果を確保する見地からガイドラインを設ける、b)廃棄物の除去による原状回復、リサイクル、再利用を通じて、国のあるべき資源の環境被害と不必要的損失を防

止するために、技術的、教育的、経済的、社会的努力を促進し確立する、c)意義のある、効率的、包括的、効果的な廃棄物管理を確保するように、担当政府機関を導き、促す基準を設けること」と規定する。廃棄物は、固形と液状の廃棄物に分けて規定を設けている（それぞれ同第45条—第49条、同第50条—第51条）。

すべての州、市、自治体に対して、廃棄物管理プログラムの設置が義務づけられており、地方政府とコミュニティ開発省（Department of Local Government and Community Development）が廃棄物管理プログラムを設置するガイドラインの発行義務を負っている。そして、同プログラムは、以下の内容を含まなければならないとされる（同第43条）。すなわち、「a) 当該地域のニーズと矛盾しない規則正しいオペレーションシステムであること、b) そのオペレーションはいかなる汚染をも発生させないこと、またパブリックニューサンスに関する規定を設けること、c) 廃棄物の安全かつ衛生的な処理システムであること、d) 大気と水と天然資源の開発、利用、保護に影響する既存の計画を考慮する規定を設けること、e) 評価費用を伴う計画の開発、建設、オペレーションを実施するスケジュールと方法を規定すること、f) その効果的な実施を確保するためのプログラムの定期的な改訂規定を設けること」とある。

これらを具体化するために、RA128、PD825、PD856など17余りの諸法、規則などが規定されている。

6. 適用状況

環境法令は上述のとおり、かなり詳細な規定を設けている分野もあり評価できるが、その適用・運用については、若干の問題がありそうである。例えば、EMBの元責任者であったトレンチーノ氏によれば、法令の整備の時期は終わった、これからは、それをどのように運用し、手続を実施していくかを考えるべきであるという。⁽³³⁾

途上国共通の問題として、経済的貧困・不安定要因から、積極的な経済開

発優先政策が採られる傾向がある。フィリピンにもそのような問題が大きく影響を与えているようである。

V 環境影響評価制度

1. 環境影響評価制度の目的・概要

環境影響評価制度は、PD1151第4条によって設けられた。そこでは、政府が所有または管理する公社を含むすべての政府機関、民間団体、会社は環境に重大な影響を与える一定の活動、プロジェクト、事業を行なうにあたっては、環境影響評価書（Environment Impacts Statement）を準備し、提出することになっており、その対象事業を非鉄金属産業、鉄金属産業、石油・石化産業、鉱業、パルプ製紙業、ダム貯水池、化学産業、農業、都市開発の九つとしている。⁽³⁴⁾

1981～89年までに約5200件余の環境影響報告書が申請されているが、その約80%は砂・砂利などの採掘プロジェクトに関するものであった。

環境影響評価制度の基本的目的は主に次のものとされる。

(1) 経済的収益性

環境影響評価を経たプロジェクトは、四つの利益機会をコミュニティに生み出すことができる。すなわち、雇用機会の増加、地方税ベースの拡張、経済成長を導く付加的経済事業の促進、より快適な生活を営むコミュニティを可能にする新たな設備やサービスの生成である。また、プロジェクトの事業計画段階で早期に環境質や生態系バランスを考慮することは、プロジェクトの外的費用の削減をもたらすとされる。⁽³⁵⁾

(2) 目的の総合的達成 (Integrated Attainment of Goals and Objectives)

環境影響評価制度は、環境、社会、経済に関する国家の多様な目的を総合調整して行われなければならない。その意味で、総合調整機能を果たす政府機関としてEMBがある⁽³⁶⁾のである。

(3) 公衆の参加

プロジェクトを調査し評価するにあたって、公聴会による公衆の参加を認めている。公聴会に参加した者には、環境を悪化させると考えるプロジェクトや地域の包含を提言すること、公聴会において証拠の公開・提示をさせること、環境法・規則に関する書面のコメントを求める⁽³⁷⁾こと、環境法・規則の違反を報告させることができる。

(4) その他

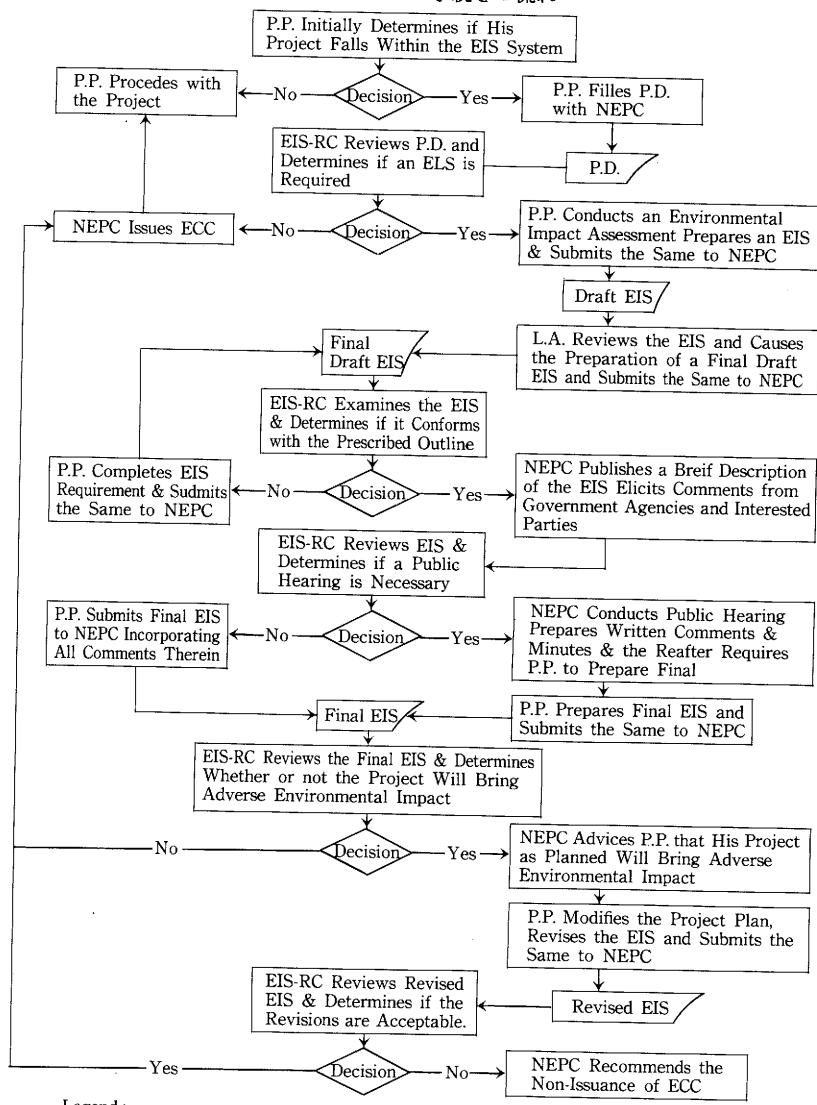
これ以外に環境影響評価制度は、プロジェクトの計画や実施を合理化できること、さらに、計画の意思決定過程における重要な判断要素となり、意思決定の内容を改善する意味をもつとされる。

2. 環境影響評価制度の手続

上述した事業を行なう場合、事業者は、環境影響評価書案 (Draft EIS) 15部をEMBに提出する。EMBは、所定の手続の下（図3－4参照）で審査をし、環境応諾証書 (Environmental Compliance Certificate) の発行、環境評価書の変更、環境応諾証書の不発行のいずれかの判断をするわけであるが、大まかな骨組みは、図3－5のとおりである。

すなわち、評価対象となるプロジェクトが申請された場合、プロジェクトの構成 (Project Component) に応じて、用地準備 (Site Preparation), 建設作業 (Construction Work), プロジェクトの実施と維持プログラム (Project Operation and Maintenance Programs) の三つの分類のいずれに該当するか、また、評価対象となる環境の位置 (Environmental Setting) として分類された自然環境

図3-4 EIS手続きの流れ

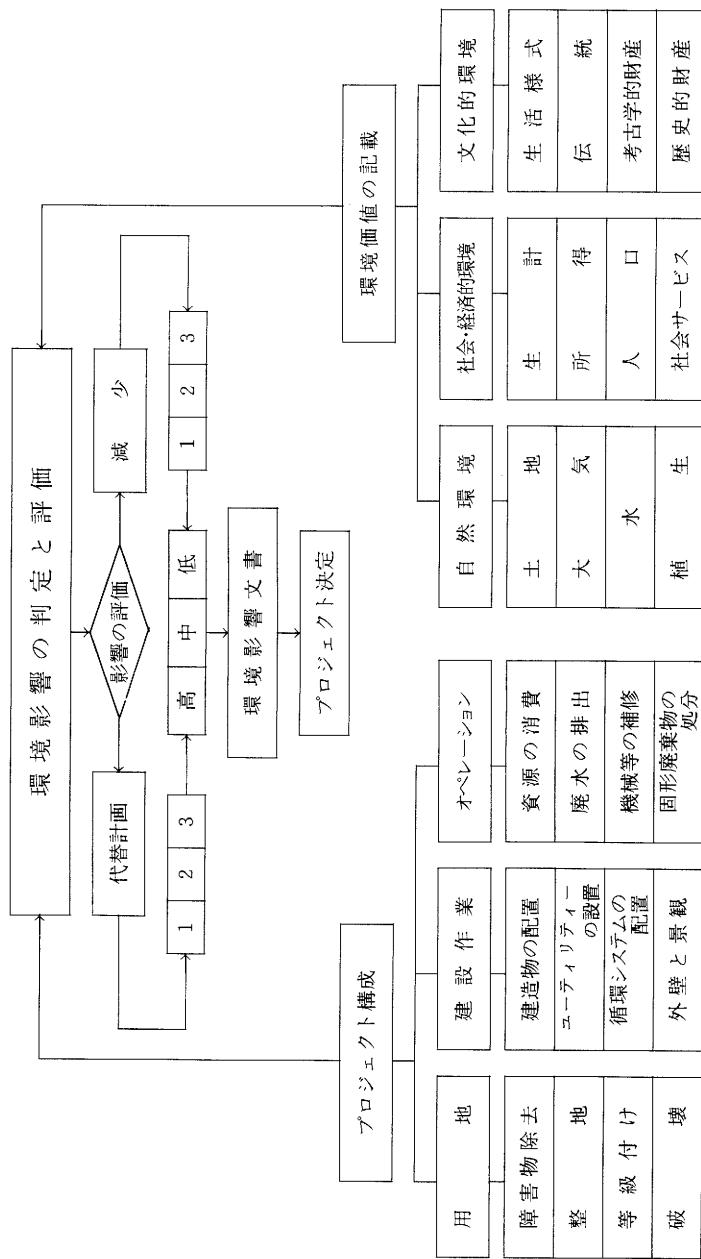


Legend:

P.P.: Project Proponent
 EIS: Environmental Impact Statement
 P.D.: Project Description
 ECC: Environmental Compliance Certificate

L.A.: Lead Agency
 EIS-RC: EIS Review Committee
 NEPC: National Environmental Protection Council

図3-5 環境影響評価のフローチャート図



(出所) 図3-4と同じ。

表3-12 環境影響評価書の概略

1.プロジェクト	(i)大気
2.プロジェクトのタイプ	①)大気の特徴
3.概観／全体	(ii)風
4.プロジェクト・セッティング	(iii)気温の逆転
(1)目的	(2)生態学的影響
(2)必要性	1)地上の生物種
(3)他の方法	(i)植生
(4)関連のプロジェクト	(ii)野生動物
5.提案	2)水棲生物とその生息地
(1)概要	(3)景観的影響
(2)事前の工事詳細	1)土地
(3)工事の詳細	2)大気
(4)オペレーションとメンテナンス	3)水
(5)監視計画	4)動植物
(6)放棄	5)人が作った建造物等
6.過去の環境条件の歴史および現在の環境資源利用の説明	6)コンポジション
(1)気候	(4)社会・経済的影响
(2)土地	1)人口
(3)水	2)労働力
(4)海洋	3)輸送
(5)大気	4)住宅および社会インフラ
(6)植生	5)教育、衛生および社会サービス
(7)自然動植物	6)ライフスタイル
(8)土地と資源の利用	9.監視計画
(9)社会的経済的条件	10.環境ブリーフィングとモニタリング
7.プロジェクトがない場合の将来の条件	11.減少方法
8.影響の見込みと評価	12.残滓／不可避の影響
(1)物理的および、または化学的影响	13.情報面の不足
1)地表水	14.添付書類
2)地下水	15.一般の意見を含む協議およびコメント*

(注) *ただし、最終環境影響評価書に対してのみ。

(Natural Environment), 社会経済的環境 (Socio-Economic Environment), 文化的環境 (Cultural Environment) のいずれに該当するかを判断して、それぞれ比較しながら分析・検討するのである。分析・検討の手続は、図2-4における前述の環境影響評価書案の審査手続を辿ることになる。その際の調査項目については、表3-12参照。

VI 紛争処理手続および被害者の救済制度

PD984第6条は、EMB(旧NPCC)に、汚染から生ずる損害および損失に基づく補償額の決定について仲裁を行なう権限を与えていた。

また、民法による損害賠償制度に基づく被害者救済も認められる。民法上の制度としては、ニューサンス(生活妨害)とネグリジエンスによる民事責任が問題になる。前者はフィリピン民法(⁽³⁸⁾*The Civil Code of the Philippines*)694条～707条にかけて、後者は同2176条～2194条にかけて規定が設けられている。ここでは、この二つの制度を簡単に説明しよう。

1. ニューサンスによる被害者の救済

ニューサンスは本来、英米法上の制度で、すべての作為、不作為、エスタブリッシュメント、事業、財産状態等をいい、それらが、他人の健康に損害を与え、あるいは安全性を阻害した場合に、刑事責任や、民事責任を負わせたり、自力排除を認めるものである。

ニューサンスには公的ニューサンスと私的ニューサンスがある(695条)。また、相続により所有ないしは占有した財産であっても、それが他人に損害を与えていた場合には、阻害要因を除去しない限り責任を負う(696条)。

公的ニューサンスについては、訴訟の相手方に関する規定(701条)、阻害要因除去の方法(702条)、自力救済に関する規定(705条)等が特に設けられてい

る。

なお、ニューサンスによる責任は刑事責任、民事責任、自力救済とされる(699条)。

2. ネグリジェンスによる被害者の救済

ネグリジェンスによる民事責任は、いわゆる過失責任である。すなわち、作為ないしは不作為により他人に損害を与えた者に、過失ないしはネグリジェンスがある場合、その者は損害賠償額を支払う責任を負う(2176条)。責任の内容は刑事責任とは区別された民事責任である(2177条)。被害者に過失があるため被害が発生した場合には、加害者に対してネグリジェンスによる責任を求めることができない(2179条)。これは英米法における寄与過失の理論に基づいていると思われる。

なお、食品等の製造者の過失責任(2187条～2188条)や、自動車運転者の過失責任(2184条～2186条)、動物占有者の責任(2183条)、地方公共団体の責任(2189条)、建築物の占有者責任(2189条～2192条)等について特別の規定を設けている。

[注] —————

- (1) 宇都宮深志「フィリピンにおける都市環境問題と環境法」(『環境法研究』[特集 アジア・西太平洋地域の環境問題と環境法] 15号 1982年) 130ページ。
- (2) Walfrido Gloria, *Philippines: Country Monograph on Institutional and Legislative Framework on Environment*, 1983, p.44.
- (3) 藤崎成昭「序 ジレンマに直面する途上国」(藤崎成昭編『発展途上国の環境問題——豊かさの代償・貧しさの病——』アジア経済研究所 1992年) 2～6ページによれば、このような二極分化的問題構造は、発展途上国に共通の問題であるとする。
- (4) 森林問題については、宇都宮 前掲論文 136ページ以下；田中菜穂子「アジア・太平洋地域の開発途上国の環境：フィリピン(2)」(『公害と対策』第27巻第14号 1991年) 43ページ以下；藤崎編 前掲書 121ページ以下；グリゼルダ・マーヨー＝アンダ「フィリピンの環境問題と日本のかかわり」(土生長穂・児島延夫編

- 『アジアの人びとを知る本(1) 環境破壊とたかう人びと』大月書店 1992年) 67 ページ等参照。
- (5) グリゼルダ・マヨー=アンダ 同上論文 67ページ。
 - (6) この点の記述は, Walfrido Gloria, 前掲書, p.47によった。
 - (7) 漁業資源の減少については, 宇都宮, 前掲論文, 137ページ; Walfrido Gloria, 同上書, pp.47-48を参照。
 - (8) 田中 前掲論文 59ページ。
 - (9) 同上論文 62ページ。
 - (10) Walfrido Gloria, 前掲書, pp.49-50.
 - (11) 同上書, pp.44-16.
 - (12) 絶滅に瀕している種の数は, ほ乳類7種, 鳥類2種, ほ虫類1種, 蝶類9種, 植物5種であるとされる(田中 前掲論文 44ページ)。
 - (13) Veronica R. Vilavicencio, *Environmental Management in South Asia*, CHIALIN, 1987, p.86.
 - (14) 同上書。
 - (15) 同上書。
 - (16) 同上論文, pp.86-87.
 - (17) 田中 前掲論文 60~61ページ; 同上論文, pp.87-88参照。
 - (18) 田中 同上論文 60~63ページ。
 - (19) Veronica R. Villavicencio, 前掲論文, pp.88-89.
 - (20) Amado S. Tolentino, "The Right to the Environment: Towards Environmental Due Process," *Philippine Law Gazette*, Vol.10, No. 8, April 9, 1989, pp.4-9.
 - (21) 阿部照培・畠博行編『世界の憲法集』有信堂高文社 1991年 284ページより。原文は, 以下のとおり。“The State shall protect and advance the right of the people to a balanced and healthful ecology in accord with the rhythm and harmony of nature”.
 - (22) Amado, 前掲論文, p.4.
 - (23) 阿部・畠編 前掲書 301ページ。
 - (24) 同上書 303ページ。
 - (25) 同上。
 - (26) これ以外に, 環境保護にはNGOの活動をバックアップするという意味から, 「国民全体の利益に資するものとして, 非政府的かつコミュニティもしくは地域を単位とする諸団体の設置と活動が奨励される」と規定する第2条第23節も重要である。
 - (27) RA3931については, 円谷峻「フィリピン」(野村好弘『発展途上国の公害法と規

- 制基準』アジア経済研究所 1977年) 83~110ページ参照。
- (28) 作本直行「環境法〔フィリピン〕」(谷川久・安田信之編『アジア諸国の企業法制』アジア経済研究所 1983年) 369ページ。
- (29) 詳細は、宇都宮 前掲論文 148ページ以下; 作本 同上論文 368~375ページ参照。
- (30) 正確には、1987年EO131でエネルギー環境天然資源省 (Department of Environment, Energy and Natural Resources) がEO192によって分離される形でDENRが作られた。
- (31) DENRは約3万5000人の職員からなり、本庁が5000人、地域事務所が3万人となっている。ただし、常勤職員はそのうちの2万2500人とされる。
- (32) EMBは約170人の職員からなる。そのうち、常勤職員は130人ほどである。
- (33) Amado S. Tolentino, 前掲論文。
- (34) Ray P. Alcances; Amelia Dulce D. Suoetran; Michael B. Anderson, *Environmental Impact Assessment Handbook*, NEPC, 1983, p.21参照。
- (35) 同上書, p.10.
- (36) 同上。
- (37) 同上書, p.114.
- (38) フィリピン民法は、連邦法386号 (Republic Act No.386) として、1950年8月30日に施行されている。ごく大まかな構成は以下のとおりである。

序 編 (Preliminary Title)

二つの章に1条~36条が規定されている。本法の効力・適用と、人が社会生活を営むうえで守るべき義務や果たすべき責任一般を規定している。

第1部 人 (BOOK I.-Persons)

ここでは、16編に37条~413条が規定されている。民事上の人の概念、婚姻、夫婦間の権利義務や財産関係、家族関係、子の扶養・養育、親権、成人、戸籍等が規定されている。

第2部 財産権、所有権とその制限 (Book II.-Property, Ownership, and its Modifications)

9編に414条~711条が規定されている。財産、財産権、所有権の定義、占有、用益権、地役権、ニューサンス、登記制度等の規定がある。

第3部 特別な所有権取得方法 (Book III.-Different Modes of Acquiring Ownership)

5編に712条~1155条が規定されている。相続、知的所有権、贈与、取得時効等の規定がある。

第4部 債務と契約 (Book IV.-Obligations and Contracts)

都合19編に1156条~2270条が規定されている。いわゆる契約総論・各論に

関する規定から、準契約、不法行為までが規定されている。債務、契約、自然債務、エストッペル、信託、売買、交換、リース、組合、代理、ローン、寄託、条件付契約（Aleatory Contracts）、和解と仲裁、保証、質権、抵当、契約外債務、損害、債権者と債務者等の編が設けられている。